

秋田県河川砂利等採取公募要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県が管理し、河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川区域内の土地において、河川管理者が行う河道掘削の代行を条件として砂利等の採取を行う者を公募することについて基本的な事項を定め、河川管理の効率化と砂利等の有効活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「砂利等」とは、河川管理上、河道掘削が必要となる箇所に堆積する土石のほか、雑草木や洪水により堆積した流木やじん芥をいう。

2 この要綱において「採取の認可等」とは、河川法第20条の規定に基づく河川の維持の承認及び同法第25条の規定に基づく土石の採取の許可並びに砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく採取計画の認可をいう。

(採取者を選定する河川砂利等採取者公募審査会の開催)

第3条 河川管理者は、河川砂利等の採取を行う者（以下「採取者」という。）の選定等について審議するため、各地域振興局建設部に〇〇地域振興局建設部河川砂利等採取者公募審査会（以下、「地域審査会」という。）を設置する。

2 河川砂利等の採取を希望する者（以下「採取希望者」という。）の中から採取者を地域審査会で選定するものとする。

3 秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日通知）の地方入札審査会に関する規定は、地域審査会について準用する。

(公募対象箇所)

第4条 公募する箇所は、河川管理者が河川維持管理上、河道掘削の必要性を認めた箇所とする。

(採取者の要件)

第5条 採取者は、次に掲げる要件をすべて満足する者とする。

- (1) 秋田県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 砂利採取法第3条に基づく登録事業者である者
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づいて設立された組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された協同組合で、その構成員の全てが砂利採取法第3条に基づく登録事業者であるもの（以下「組合等」という。）若しくは過去に河川砂利採取又は元請けとして河道掘削工事の実績を有する者。
- (4) 砂利等採取の認可等の内容及び条件の完全な履行を確保し、採取跡地の未整備による河川管理施設や許可工作物の洗掘被害等の災害を防止するため、組合等の保証が得られる者。ただし、組合等が申請者である場合は不要とする。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 河川砂利等採取参加申出書提出期限の日から地域審査会で選定される日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (7) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 秋田県税に滞納がないものであること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

（河川砂利等採取希望者の公募方法）

第6条 河川管理者は、公募内容を各地域振興局建設部のホームページへの掲載により周知するものとする。

（申出手続）

第7条 採取希望者は、別に定める河川砂利等採取参加申出書（以下「申出書」という。）に、河川砂利等採取計画書のほか必要書類を添付し河川管理者に提出しなければならない。

2 前項の申出書の提出期限は、公募した日の翌日から起算して15日以内とするものとする。

（採取者の選定）

第8条 地域審査会は、前条の申出をした者の河川砂利等採取計画書等の内容を審査の上、総合的に判断し、適切に採取を行うことができると認められる採取者を選定するものとする。ただし、審査の結果、河川砂利等採取計画書等に記載された内容に差異が認められない場合は、地域審査会においてくじにより選定する。

（採取者の決定）

第9条 河川管理者は、地域審査会の選定に基づき採取者を決定し、採取者及びそれ以外の者に通知する。

2 前項の通知期限は、申出書の提出期限の日の翌日から起算して15日以内とするものとする。

（採取の認可等）

第10条 河川管理者は、採取者から採取の認可等の申請があった場合は、それぞれの法令に基づく審査を行い、認可等を行うものとする。なお、決定通知を受けた日の翌日から起算して、特別な理由がなく20日以内に申請が行われない場合、又は法令に基づく審査の結果、申請が不認可等となった場合は、当該採取者を除いたうえで再度、採取者を選定する

ものとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3年 5月 1日から施行する。